

別表第 2（第 5 条関係）

区 分				単位数
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	国単位数表の例による。		
	訪問型サービス A	1 週当たりの標準的な回数を定める場合（1 月につき）	1 週に 1 回程度	1， 1 7 6
			1 週に 2 回程度	2， 3 4 9
			1 週に 2 回を超える程度	3， 7 2 7
		1 月当たりの回数を定める場合（1 回につき）	生活援助が中心である場合	2 8 7
		初回加算（1 月につき）		2 0 0
		同一敷地内建物等に居住する者が利用する場合の減算		所定単位数の 1 0 0 分の 9 0
通所型サービス	通所介護相当サービス	国単位数表の例による。		
	通所型サービス A	1 週当たりの標準的な回数を定める場合（1 月につき）	事業対象者・要支援 1	1， 7 9 8
			事業対象者・要支援 2	3， 6 2 1
		1 月当たりの回数を定める場合（1 回につき）	事業対象者・要支援 1・要支援 2	4 3 6
		同一建物に居住する者又は同一建物から通所する者が利用する場合の減算		所定単位数の 1 0 0 分の 9 0
介護予防ケアマネジメント費		国単位数表の例による。		
1 単位の単価				1 0 円

備考

- この表において「国単位数表」とは、介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 3 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 7 2 号）別表に規定する単位数表をいう。
- この表において「事業対象者」とは、省令第 1 4 0 条の 6 2 の 4 第 2 号に規定する者をいう。